

地方譲与税（令和４年度３月期譲与）の概要

譲 与 税 目	地方揮発油譲与税※ ¹	石油ガス譲与税	自動車重量譲与税※ ²	航空機燃料譲与税	特別とん譲与税	森林環境譲与税※ ³																					
譲 与 総 額	地方揮発油税収入額の全額	石油ガス税収入額の1/2	自動車重量税収入額の357/1,000 （当分の間 431/1,000）	航空機燃料税収入額の2/13 （令和4年度 4/13）	特別とん税収入額の全額	森林環境税収入額に相当する額																					
課 税 標 準 及 び 税 率 等	製造場からの移出又は保税地域 からの揮発油引取数量 5,200円/kℓ （本則税率 4,400円/kℓ） 〔 令和16年度～ 5,500円/kℓ 〕 （本則税率 4,700円/kℓ）	石油ガス充てん場からの移出又 は保税地域からの引取重量 17.50円/kg	自動車検査証を受ける車、車両 番号の指定を受ける軽自動車 例）乗用自動車自家用（3年） 12,300円/自重0.5ト	航空機に積み込まれた航空機燃 料の数量 26,000円/kℓ 〔 令和4年度 13,000円/kℓ 〕	開港へ入港する外国貿易船の純 トン数 入港ごとに納付する場合 20円/ト 開港ごとに1年分一時納付 する場合 60円/ト	国内に住所を有する個人 年額1,000円/人 〔 令和6年度から課税開始 〕																					
譲 与 団 体	都道府県・市町村 （特別区含む）	都道府県・指定都市	市町村・都道府県 （特別区含む）	空港関係市町村（特別区含む） 空港関係都道府県	開港所在市町村 （都を含む）	市町村・都道府県 （特別区含む）																					
譲 与 基 準	○都道府県・指定都市（58/100） 1／2 一般国道・高速自動車国 道・都道府県道の延長 1／2 一般国道・高速自動車国 道・都道府県道の面積 ＊財源超過団体に対する譲 与制限あり（前年度の普通 交付税の収入超過額の10分 の2又は当該団体の譲与額 の3分の2のいずれか少ない 額を制限） ○市町村（42/100） 1／2 市町村道の延長 1／2 市町村道の面積	1／2 一般国道・高速自動車国 道・都道府県道の延長 1／2 一般国道・高速自動車国 道・都道府県道の面積	○市町村 1／2 市町村道の延長 1／2 市町村道の面積 ○都道府県 自家用乗用車（登録車）の 保有台数 〔 譲与割合 〕 <table><tr><th>期間</th><th>市町村</th><th>都道府県</th></tr><tr><td>R4年度～</td><td>333/357 (407/431)</td><td>24/357 (24/431)</td></tr><tr><td>R16年度</td><td>333/401 (407/475)</td><td>68/401 (68/475)</td></tr><tr><td>R17年度～</td><td>333/416 (407/490)</td><td>83/416 (83/490)</td></tr></table> （ ）内は当分の間の譲与割合	期間	市町村	都道府県	R4年度～	333/357 (407/431)	24/357 (24/431)	R16年度	333/401 (407/475)	68/401 (68/475)	R17年度～	333/416 (407/490)	83/416 (83/490)	○市町村（4/5） 1／2 着陸料収入額 1／2 騒音世帯数 ○都道府県（1/5） 市町村の譲与基準により 算定した額	開港への入港に係る特別とん税 の収入額に相当する額	○市町村 5／10 私有林人工林面積 2／10 林業就業者数 3／10 人口 ○都道府県 市町村と同様 〔 譲与割合 〕 <table><tr><th>期間</th><th>市町村</th><th>都道府県</th></tr><tr><td>R4年度～</td><td>22/25</td><td>3/25</td></tr><tr><td>R6年度～</td><td>9/10</td><td>1/10</td></tr></table>	期間	市町村	都道府県	R4年度～	22/25	3/25	R6年度～	9/10	1/10
期間	市町村	都道府県																									
R4年度～	333/357 (407/431)	24/357 (24/431)																									
R16年度	333/401 (407/475)	68/401 (68/475)																									
R17年度～	333/416 (407/490)	83/416 (83/490)																									
期間	市町村	都道府県																									
R4年度～	22/25	3/25																									
R6年度～	9/10	1/10																									
譲 与 基 準 の 補 正	人口、道路の種類・幅員等によ る補正（昼間人口が多い団 体は別途補正）	普通交付税算定に用いる道路 橋りょう費の測定単位当たり の補正率による補正	人口、道路の幅員等による補 正（昼間人口が多い団体は別 途補正）	着陸料の収入額、空港の管理 の態様、空港の所在、騒音の 程度等による補正	なし	林野率による補正 （私有林人工林面積のみ）																					
使 途	条件・制限なし （地方道路譲与税は道路費用）	条件・制限なし	条件・制限なし	騒音による障害防止・ 空港対策等に関する費用	条件・制限なし	森林整備及びその促進に関する費用 市町村の支援等に関する費用																					
譲 与 時 期	6・11・3月	6・11・3月	6・11・3月	9・3月	9・3月	9・3月																					
令和3年度 譲与実績額	2, 3 2 5 億円	4 9 億円	2, 8 9 5 億円	1 4 6 億円	1 1 7 億円	4 0 0 億円																					
令和4年度 地財計画額	2, 2 9 1 億円	4 8 億円	2, 8 9 1 億円	1 4 9 億円	1 1 3 億円	5 0 0 億円																					

※1 地方道路譲与税を含む。また、令和16年度から揮発油税から地方揮発油税に税源移譲し、その増額分を地方揮発油譲与税の新譲与分として、都道府県に対して自家用乗用車（登録車）の保有台数で按分して譲与することとされている。

※2 自動車重量譲与税の譲与総額は、自動車重量税の収入額に対して令和4～15年度は357/1,000（当分の間431/1,000）、令和16年度は401/1,000（当分の間475/1,000）、令和17年度以降は、416/1,000（当分の間490/1,000）とされている。

※3 令和6年度までは、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、令和4,5年度は500億円、令和6年度は森林環境税の収入額に相当する額に300億円を加算した額を譲与することとされている。